

Kita Alps Traverse Route ロゴマーク使用規程

1. 目的

この規程は、Kita Alps Traverse Route ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定め、もって Kita Alps Traverse Route の普及啓発等に寄与することを目的とする。

2. 管理事務

ロゴマークの検討発表主体は、松本高山 Big Bridge 構想実現プロジェクトチームとする。

ただし、ロゴマークの権利は中部山岳国立公園南部地域利用推進協議会が保有し、管理事務は中部山岳国立公園南部地域利用推進協議会事務局（以下「ロゴマーク管理者」という。）が行う。

3. 使用について

次の場合には、ロゴマークの使用を認める。

- （１）日本国の機関が、国立公園の普及啓発等に関する活動・整備に使用する場合。
- （２）地方公共団体が、Kita Alps Traverse Route の普及啓発等に関する活動・整備に使用する場合。
- （３）中部山岳国立公園南部地域利用推進協議会の参加企業・団体および、中部山岳国立公園オフィシャルパートナーシッププログラムを締結した企業・団体が、中部山岳国立公園の普及啓発に関する活動・整備に使用する場合。
- （４）テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、中部山岳国立公園に関する報道に使用する場合。

※（２）（３）の場合、利用目的を確認するため、「Kita Alps Traverse Route ロゴマーク登録届出書」に使用目的、使用期間等の必要事項を明記し、ロゴマーク管理者に事前届出を行うこととする。

4. 上記以外の場合で使用する場合

上記以外のものがロゴマークを使用することは認めない。

ただし、ロゴマーク管理者が中部山岳国立公園及び Kita Alps Traverse Route の普及啓発等に関する活動・整備において使用を認めた場合に限り、使用することができる。

この場合、ロゴマークを使用したい者は「Kita Alps Traverse Route ロゴマーク登録届出書」に使用目的、使用期間等の必要事項を明記し、ロゴマーク管理者に事前届出を行うこととする。

5. 使用後の報告

ロゴマークの使用に当たっては、どのような媒体等に使用されたかを把握し、Kita Alps Traverse Route のブランドイメージを統一するため、使用開始から 1 か月以内にロゴマーク管理者へ使用方法等を報告するものとする。

ただし、上記 3.（１）において使用する場合は、報告は要さないものとする。

6. 禁止事項

- （１）デザイン等の使用によって誤認または混同を生じる恐れがあるとき。
- （２）デザイン等のイメージを損なう恐れ及び信用を毀損する行為が認められるとき。
- （３）犯罪行為または犯罪に結びつく行為、またはその恐れがあると認められるとき。
- （４）公序良俗に反する行為、またはその恐れが生じると認められるとき。
- （５）暴力団等または、暴力団に協力し密接な関わりを有する者及び反社会勢力と認められるとき。

(6) その他デザイン等の使用が適当でない認められたとき。

7. その他事項

- (1) 使用後の使用状況及び情報提供をロゴマーク管理者が求めた場合、速やかに従うものとする。
- (2) 届出後も、ロゴマーク管理者が不適切と判断した場合、使用停止を行う場合がある。
- (3) 本ロゴマーク使用によってロゴマークを使用する活動・整備等を環境省が認定するものではない。
- (4) 申し込み目的以外の使用は不可
- (5) 第三者への提供は不可
- (6) 支給したデータ等の管理は支給された方の責任において管理するものとする。

8. ロゴマーク使用方法等

- (1) ロゴマークを変形させての使用は禁止。その他表現方法の詳細は「Kita Alps Traverse Route LOGO MANUAL」を参照。
- (2) ロゴマークに創作が施された場合などロゴマーク管理者が不適切と認めた場合は使用不可。

付則

本規程は、令和5年12月1日より施行する。

【連絡先】

環境省 中部山岳国立公園管理事務所内
中部山岳国立公園南部地域利用推進協議会
事務局 宛
TEL：0263-94-2024 FAX：0263-94-2651